

主任為替実査官 殿

上席為替実査官 殿

為替実査官 殿

財務省国際局長 中尾 武彦

外国為替検査マニュアルの改正について

財務省では、①行政の透明性及び説明責任の観点から、外国為替検査に関する行政当局の基本的な考え方等及び検査事項に係るチェックリストを明示することにより、検査における評価基準を明確化すること、②外国為替検査の検査事項に係るチェックリストを公表することにより、金融機関等における外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）等関係法令遵守のための内部管理体制の整備を促すこと、③外国為替検査の質的向上を図るとともに効率性を高め、また、本省・財務局を通じた検査の均質性を担保することを目的として、外国為替検査規則（平成10年大蔵省訓令特第3号）第19条の規定に基づき、外国為替検査の検査事項及び検査方法等に関する細目として、外国為替検査マニュアル（平成15年1月6日付財国第2号）を整備・公表し、検査を実施してきたところである。

今般、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）が平成22年4月に施行されたことに伴う外国送金サービスの多様化等に対応すると共に、更なる資産凍結等経済制裁措置等の確実な実施を図るため、外国為替検査マニュアル（別添2）資産凍結等経済制裁に関する外為法令の遵守状況に係るチェックリストを別紙のとおり改正し、平成23年6月27日以後に着手する外国為替検査に適用することとしたので、各位においては、別紙の内容を了知の上、これにより検査を実施されたい。

(別紙)

外国為替検査マニュアル

1 趣旨

外国為替検査マニュアルは、外国為替検査規則（平成10年大蔵省訓令第3号。以下「訓令」という。）第19条の規定に基づき、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）第68条第1項の規定に基づく立入検査及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「犯罪収益移転防止法」という。）第14条第1項の規定に基づく立入検査（同法第2条第2項第33号に掲げる特定事業者に係る事項（同法第4条、第6条、第7条及び第9条に規定する事項）及び同法第10条の適用を受ける特定事業者に係る同条に規定する事項に限る。）（以下「外国為替検査」という。）の検査事項及び検査方法等に関する実施細目を定めるものとする。

2 検査実施の基本的考え方

(1) 検査の実施に当たっては、訓令の定めるところによるほか、特に次の点につき留意する。

- ① 検査先の業態、業務の実態等に応じた効果的な方法等により、実効性のある検査を実施する。
- ② 最少の人員・予算で最大の検査の効果を実現できるよう、検査の重点化、効率化を追及し、計画的な検査を実施する。

(2) 外国為替業務に係る取引又は行為その他の外為法及び犯罪収益移転防止法（以下「外為法令等」という。）の適用を受ける取引又は行為（以下「検査対象の取引又は行為」という。）について関係する外為法令等の規定を遵守しているかどうか等につき個別に確認するとともに、外為法令等を遵守するための内部管理体制が整備されているかどうかについても確認し検査先が自主的に外為法令等遵守体制を整備するよう促す。

3 検査事項

(1) 外国為替検査は、検査事項を以下に区分して行うものとする。

① 資産凍結等経済制裁に関する外為法令の遵守状況

ア 外為法第16条第1項、第21条第1項又は第25条第6項の規定に基づく命令の規定による財務大臣の許可の取得状況（同法第67条第1項の規定に基づく許可の条件の遵守状況を含む。）

イ 外為法第17条の規定に基づく確認義務の履行状況

② 金融機関等の本人確認義務等に関する外為法令等の遵守状況

外為法第18条第1項から第3項まで、第18条の3、第22条の2及び第22条の3の規定に基づく本人確認義務及び本人確認記録の作成義務等の履行状況

(注) 犯罪収益移転防止法第2条第2項第33号の特定事業者による同法第4条第1項から第3項までの規定に基づく本人確認義務等、同法第6条の規定に基づく本人確認記録の作成義務等及び同法第7条の規定に基づく取引記録の作成義務等の履行状況についての検査も、併せて行うものとする。

③ 特別国際金融取引勘定の経理等に関する外為法令の遵守状況

外為法第21条第4項の規定に基づく命令の規定による特別国際金融取引勘定の経理等に関する事項の遵守状況（同法第67条第1項の規定に基づく承認の条件の遵守状況を含む。）

④ 両替業務に係る疑わしい取引の届出等に関する犯罪収益移転防止法令の遵守状況

犯罪収益移転防止法第9条の規定に基づく疑わしい取引の届出義務等の履行状況

⑤ 外国為替取引に係る通知義務に関する犯罪収益移転防止法令の遵守状況

犯罪収益移転防止法第10条の規定に基づく外国為替取引に係る通知義務の履行状況

- ⑥ ①から③までに掲げる事項に関連する外為法令の遵守状況
- ⑦ 外為法第55条の3第6項の規定に基づく届出義務の履行状況（同条第3項に規定する届出者に対する外国為替検査に限る。）

(2) 検査先の業態、業務の実態等に応じ、検査の実効性、重点化・効率化等の観点から、個別の検査ごとに(1)の検査事項の区分のうち重点的に行うもの等を定めるなど、柔軟な検査を心がける。

4 検査方法

3(1) ①から⑤に掲げる区分の検査事項については、別添のチェックリストを使用し、以下の要領で外為法令等の遵守状況を確認するものとする。

- (1) 「外為法令等遵守のための内部管理体制全般に係るチェックリスト」により、検査先の法令等遵守体制及び事務リスク管理体制の枠組みの中において外為法令等遵守のための内部管理体制が整備されているかどうかについて確認し、個別の検査対象の取引又は行為について外為法令等を遵守する上での問題点を把握する。
- (2) 「資産凍結等経済制裁に関する外為法令の遵守状況に係るチェックリスト」、「金融機関等の本人確認義務等に関する外為法令等の遵守状況に係るチェックリスト」、「特別国際金融取引勘定の経理に関する外為法令の遵守状況に係るチェックリスト」、「両替業務に係る疑わしい取引の届出義務等に関する犯罪収益移転防止法令の遵守状況に係るチェックリスト」及び「外国為替取引に係る通知義務に関する犯罪収益移転防止法令の遵守状況に係るチェックリスト」により、3(1) ①から⑤に掲げる区分に応じ、以下について確認する。
 - ① 検査対象の取引又は行為に係る外為法令等の遵守のための内部管理体制が整備されているか。

- ② 個別の検査対象の取引又は行為について外為法令等を遵守しているか（実地検査）。

（注） 検査対象の取引又は行為すべてについて個別に確認を行うことは通常不可能であるため、最大の検査の効果を得られるような方法により一定期間（検査基準日として定めた日以前3年間等）の取引又は行為の中から適宜抽出した取引又は行為について確認を行うことで差し支えない。

- (3) 検査において把握した外為法令等が遵守されていない取引又は行為の不備事項については、直ちに指摘事項とするのではなく、発生した原因等を検証し、当該不備事項に関する責任者又は担当部署と双方向の議論を通じてその問題点を確認し、再発防止策の策定を促す。

(4) 別添のチェックリストの使用上の注意

- ① 別添のチェックリストのうち、内部管理体制等に関する事項は、検査先が外為法令等を遵守する上での問題点を把握するとともに、検査対象の個別の取引又は行為について検査する際の参考とするためのものであり、これらの水準を達成することを直ちに法的に義務づけるものではないことに留意する。
- ② 別添のチェックリストは、邦銀の海外支店及び外国銀行の在日支店も含め、全ての金融機関等を対象としている。ただし、海外支店への適用については、外為法及び現地法令の適用関係や当該海外支店における業務の実態等を踏まえて判断する。
- ③ 別添のチェックリストは、外国送金や非居住者預金を多く取り扱っている銀行等を主な対象として作成されたものである。検査の実施に当たっては、検査先の業態や業務の実態等によって要求すべき外為法令等遵守体制整備の内容や水準等が異なることを念頭に置き、検査先の実情や特殊性を十分に勘案してチェックリストを適用すること。

④ チェックリスト中、「しているか」、「なっているか」等とあるのは、特にことわりのない限り、検査先が原則として達成すべきと考えられる事項（ミニマム・スタンダード）である。また、語尾が「努めているか」、「望ましい」とあるのは、努力事項又は望まれる事項（ベスト・プラクティス）である。

⑤ チェックリスト中、「取締役会等」には、取締役会のほか、常務会、経営会議等、関係する取締役がその構成員となっている組織内の委員会又は会議等を含む。

また、「管理者」とは、営業店長と同等以上の職責を負う上級管理者（取締役を含む。）をいう。

なお、協同組織金融機関については、チェックリスト中「取締役会」とあるのは「理事会」と、「取締役会等」とあるのは「理事会等」と、「取締役」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

(別添)

チェックリスト

(別添1) 外為法令等遵守のための内部管理体制全般に係るチェックリスト

(別添2) 資産凍結等経済制裁に関する外為法令の遵守状況に係るチェックリスト

(別添3) 金融機関等の本人確認義務等に関する外為法令等の遵守状況に係るチェックリスト

(別添4) 特別国際金融取引勘定の経理等に関する外為法令の遵守状況に係るチェックリスト

(別添5) 両替業務に係る疑わしい取引の届出義務等に関する犯罪収益移転防止法令の遵守状況に係るチェックリスト

(別添6) 外国為替取引に係る通知義務に関する犯罪収益移転防止法令の遵守状況に係るチェックリスト

(別添 1)

外為法令等遵守のための内部管理体制全般に係るチェックリスト

I. 法令等遵守体制における外為法令等遵守の位置付け

1. 法令等遵守体制の整備・確立状況

取締役会において策定された法令等遵守の基本方針及び遵守基準の枠組みの中で、外為法令等を遵守する体制となっているか。

2. 法令等遵守すべき事項の規定・整備状況

(1) コンプライアンス・マニュアルにおいて、以下の法令の規定を、遵守すべき法令等として位置付けているか。

① 資産凍結等経済制裁に関する規定

(a) 財務大臣の許可に関する外為法第 16 条第 1 項、第 21 条第 1 項又は第 25 条第 6 項の規定に基づく命令の規定

(注) 自己が当事者となる支払又は資本取引等に係るものであることに留意する必要がある。

(b) 確認義務に関する外為法第 17 条の規定

② 本人確認義務等に関する規定

(a) 本人確認義務及び本人確認記録の作成義務等に関する外為法第 18 条第 1 項から第 3 項まで、第 18 条の 3、第 22 条の 2 及び第 22 条の 3 の規定

(b) 本人確認義務等に関する犯罪収益移転防止法第 4 条第 1 項から第 3 項まで、第 6 条及び第 7 条の規定（両替業者に係るものに限る。）

③ 特別国際金融取引勘定の経理等に関する規定

特別国際金融取引勘定の経理等に関する外為法第 21 条第 4 項の規定に基づく命令の規定

④ 疑わしい取引の届出等に関する規定

疑わしい取引の届出等に関する犯罪収益移転防止法第 9 条の規定

⑤ 外国為替取引に係る通知義務に関する規定

外国為替取引に係る通知義務に関する犯罪収益移転防止法第 10 条の規定

<備考>

コンプライアンス・マニュアルとは、コンプライアンスを実現するための具体的な手引書（遵守すべき法令の解説、違法行為を発見した場合の対処方法などを具体的に示したもの）をいう。

- (2) コンプライアンス・マニュアルにおいて、上記(1)の①から③までの規定以外に、外為法第6章の2に規定する報告義務に関する規定その他の関連規定についても、遵守すべき法令等として位置付けているか。

3. 遵守体制が機能しているか否かのチェック体制の整備状況

3-1 コンプライアンス・プログラム

コンプライアンス・プログラムの策定、見直しの中で、外為法令等の遵守に係る事項についても検討が行われ、必要な場合にはコンプライアンス・プログラム中に取り上げられているか。

<備考>

コンプライアンス・プログラムとは、コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画（規定の整備、内部統制の実施計画、職員の研修計画など）をいう。

3-2 コンプライアンス環境

- (1) コンプライアンス等の法務問題の一元管理体制の中で、外為法令等の遵守についても取り扱われることとなっているか。

- (2) 外為法令等に関係する情報の収集・管理について、コンプライアンス統括部門と各業務部門及び営業店等との連絡、報告、協議等の体制を整備しているか。

- (3) コンプライアンス又は事務に関する研修の中で、外為法令等の遵守についても取り上げているか。

- (4) 外為法令等の違反事例があった場合の対応

- ① 外為法令等の規定に違反する事例があった場合には、速やかに当局への報告等を行い、適切に処理しているか。
- ② 資産凍結等経済制裁に関する違反等重大な問題については、事務部門、内部監査部門及びコンプライアンス統括部門等に報告するとともに、取締役会等に報告しているか。
- ③ 違反事例発生の原因を分析し、再発防止の措置を講じているか。
- ④ 外為法令等の規定に違反する事例につき、事実関係の調査、関係者の責任追及、監督責任の明確化を図る体制を整備しているか。

4. 法令等に違反した場合の制裁（懲罰）規定の整備・運用状況

法令等に違反した場合の制裁（懲罰）規定の整備・運用の中で、外為法令等の規定についても取り扱われることとなっているか。

II. 事務リスク管理体制における外為法令等遵守の位置付け

1. 取締役の認識及び取締役会の役割並びに管理者の認識及び役割

取締役会が定めたリスク管理の方針及び担当取締役又は管理者が定めた事務リスク管理の枠組みの中で、外為法令等の遵守に係る事務を確実に実施する体制となっているか。

(注) 資産凍結等経済制裁に関する外為法令の遵守を適切に行えない場合、金融機関等が被るリスクは、重大な法務リスク、レピュテーション・リスクに及ぶ可能性がある。この観点からは、「I. 法令等遵守体制における外為法令等遵守の位置付け」によるチェック項目も参照のこと。

2. 監査及び問題点の是正における外為法令等の遵守の位置付け

(1) 内部監査の手法及び内容

- ① 内部監査部門が作成した事務リスク管理体制を監査するための内部監査の実施要領等において、外為法令等の遵守に係る項目が含まれているか。
- ② 内部監査部門は、内部監査の結果等のうち外為法令等の遵守に係る項目に関するものについて分析をし、これを的確に各業務部門及び営業店へ通知しているか。また、各業務部門管理者及び営業店長等は、これらの内部監査の結果等を外為法令等の遵守に役立てているか。

(2) 取締役会等に対して外為法令等の遵守に係る項目を含む内部監査の結果等を報告しているか。

3. 事務リスク管理体制における外為法令等の遵守の位置付け

3-1 事務部門の役割

(1) 事務部門の組織整備

- ① 外為法令等の遵守に係る事務規定等を整備する部署を明確化しているか。
- ② 外為法令等の遵守に係る事務指導及び研修を行う部署を明確化し、その機能を十分に発揮できる体制を整備しているか。
- ③ 事務部門では、外為法令等の遵守に係る事務処理に関する営業店からの問い合わせ等に迅速かつ正確に対応できる体制を整備しているか。
- ④ 事務部門は、営業推進部門から独立し、外為法令等の遵守に関しても十分に牽制機能を発揮できる体制となっているか。

(2) 規定の整備状況

- ① 事務規定は、外為法令等に則ったものとなっているか。
- ② 事務部門は、業務内容についての分析を行い、確実に外為法令等の遵守に係る事務が行えるような規定を整備しているか。
- ③ 外為法令等の遵守に係る事務の規定は、営業店の事務だけではなく、該当する業務部門の事務についても定めているか。
- ④ 外為法令等の遵守に係る事務の規定を、必要に応じ見直しているか。

(3) 内部管理

- ① 事務部門は、外為法令等の遵守に係る事務に関し、営業店の事務管理体制を常時チェックする措置を講じているか。
- ② 事務部門は、内部監査部門等と連携して、営業店の外為法令等の遵守に係る事務水準の向上を図っているか。
- ③ 事務部門は、外部委託事務について、その委託した事務の内容等に応じ、外為法令等の規定に違反することがないように、適切に管理しているか。

3-2 営業店及び各業務部門の役割

- (1) 営業店長及び各業務部門の責任者は、外為法令等の遵守に係る事務の規定の遵守状況及び自店の事務処理上の問題点を把握し、改善しているか。
- (2) 営業店及び各業務部門は、外為法令等の遵守に係る事務処理を適正に行っているか。（個別の外為法令等の遵守状況については、個別の検査事項に係るチェックリストを参照のこと。）
- (3) 外為法令等の遵守状況について、実効性ある自店検査を実施しているか。

(別添 2)

資産凍結等経済制裁に関する外為法令の遵守状況に係るチェックリスト

I. 資産凍結等経済制裁に対応するための内部管理体制

1. 法令等遵守体制における外為法令遵守の位置付け

「(別添 1) 外為法令等遵守のための内部管理体制全般に係るチェックリスト」により、法令等遵守体制の枠組みの中で、外為法令（資産凍結等経済制裁関係）を遵守する体制がとられているかチェックする。

特に、以下の点について留意する。

- (1) コンプライアンス・マニュアルにおける資産凍結等経済制裁に関する外為法令の規定についての解説には、外為法第 17 条の規定に基づく確認義務に関する事項だけでなく、自己が取引又は行為の当事者となった場合の同法第 16 条第 1 項、第 21 条第 1 項又は第 25 条第 6 項の規定に基づく命令の規定による財務大臣の許可を取得する義務に関する事項も含まれているか。
- (2) 資産凍結等経済制裁に関する外為法令の規定についての解説は、資産凍結等経済制裁の内容の変更等にあわせて改訂が行われているか。

(注) 資産凍結等経済制裁の対象となる国、個人又は団体の名称等、詳細な内容については、コンプライアンス・マニュアルに直接記載されていない場合にあっても、参照すべき他の組織内規定等が明確に示されていれば、チェック項目を満たすものとする。

2. 事務リスク管理体制における外為法令遵守の位置付け

「(別添 1) 外為法令等遵守のための内部管理体制全般に係るチェックリスト」により、事務リスク管理体制の枠組みの中で、外為法令（資産凍結等経済制裁関係）を遵守する体制がとられているかチェックする。

特に、以下の点について留意する。

- (1) 資産凍結等経済制裁に関する事務規定において、①資産凍結等経済制裁の内容の変更等に係る情報の入手、資産凍結等経済制裁対象者に係る情報(資産凍結等経済制裁対象者の氏名等が記載されたリスト(制裁対象者リスト)等)の更新及び関係部店への周知、②資産凍結等経済制裁対象者との預金取引等か否かを確認するための照合についての手段及び基準、③資産凍結等経済制裁の対象となる支払等

に該当するか否かを確認するための照合について的手段及び基準、④資産凍結等経済制裁の対象となる取引又は行為に該当するか否か明らかではない場合の判断基準及び判断後の対応等、資産凍結等経済制裁に関する外為法令を遵守するための具体的な事務手順が規定されているか。

- (2) 資産凍結等経済制裁の内容の変更等にあわせて事務規定の改訂が行われているか。

(注) 資産凍結等経済制裁の対象となる国、個人又は団体の名称等については、事務規定に直接記載されていない場合にあっても、参照すべき他の組織内規定等が明確に示されていれば、チェック項目を満たすものとする。

3. その他

資産凍結等経済制裁への対応に責任を有する担当取締役又は管理者（以下「資産凍結等責任者」という。）が定められており、資産凍結等責任者がコンプライアンス統括部門、各業務部門、事務部門、営業店等の関係部店（本人確認を担当する部店を含む。）間を調整し、資産凍結等経済制裁に関する外為法令の規定を確実に遵守する体制を整備しているか。

(注) 資産凍結等経済制裁に関する外為法令の遵守を特定して責任者が定められていない場合にあっても、以下の要件を満たしていれば、チェック項目を満たすものとする。

- ① 職制上、いずれかの担当取締役又は管理者が資産凍結等経済制裁に関する外為法令の遵守に責任を有することが明らかであること。
- ② 当該担当取締役又は管理者が、現実に関係部店間を調整し、資産凍結等経済制裁に関する外為法令を遵守する体制を整備するための措置をとっていること。

Ⅱ. 資産凍結等経済制裁への対応状況

1. 内部における情報の周知

- (1) 告示により資産凍結等経済制裁対象者が追加される等、規制の対象が拡大、変更された場合に、直ちに管理者、担当部店にその内容を周知しているか。

(注) 文書による内部通達等正式な連絡方法では直ちに周知を行うことが困難な場合は、FAX、組織内情報通信ネットワーク（電子メール、電子フォーラム等への掲示等）の利用等により、直ちに周知を行う必要がある。

- (2) 上記(1)のように規制の対象が拡大、変更された場合に、電子計算機による情報処理の用に供するために電磁的な方法により作成された資産凍結等経済制裁対象者の氏名、住所等の情報を有する「制裁対象者リスト」（電磁的な方法により検索

できるものに限る。以下同じ。)を更新して、預金取引等及び送金業務を取り扱う営業部店が資産凍結等経済制裁対象者との取引か否かを確認するため、活用できるよう直ちに整備し周知しているか。

(注) 「制裁対象者リスト」の更新にあたって、外部のシステム等から送信又は送付される資産凍結等経済制裁対象者に係る情報を活用する場合には、更新後の「制裁対象者リスト」に拡大、変更された規制の対象が正しく反映されていることを確認する必要がある。

「制裁対象者リスト」は、資産凍結等経済制裁対象者の氏名(別称を含む)、住所等告示の内容が正確に記録されており、かつ電磁的な方法により検索できるものに限られる。ただし、資産凍結等責任者が資産凍結等経済制裁対象者か否かを判断するにあたって、「制裁対象者リスト」により、氏名のみならず、住所等の属性情報も勘案して判定する体制となっていれば、営業部店が第一次的な確認のために使用する「制裁対象者リスト」には住所等属性情報がなくても、チェック項目を満たすものとする。

- (3) 告示が発出される前に財務省から配信される電子メール情報により当該告示の内容をあらかじめ把握し、組織内部に直ちに周知するとともに資産凍結等対応措置の実施の準備を開始する体制となっていることが望ましい。

2. 預金口座の管理

- (1) 預金口座の管理にあたり、預金口座の名義人の居住性及び居住地の情報を基に、非居住者預金口座を居住者預金口座と区分して居住国別に管理するとともに、非居住者預金口座及び居住者である外国人等、本人確認書類により明らかに外国人であると判断できる氏名又は名称(以下「外国人名」という。)の預金口座(以下「非居住者等預金口座」という。)については、本人確認書類を基に仮名名に加えてアルファベット名についても情報システム等に登録しているか。

(注) i) 外国銀行など預金口座名義をアルファベット名しか登録できないなど情報システム等に制約がある場合における預金口座名義の登録についてはこの限りではない。また、情報システム等の制約により、アルファベット名での預金口座名義の登録ができない場合においては、非居住者等預金口座の名義人情報を全預金口座名義情報から悉皆調査により抽出して、電磁的な方法により検索できるリストを作成し、告示により資産凍結等経済制裁対象者が追加される等、規制の対象が拡大、変更された場合に、該当する預金口座がないことを照合することができれば、必ずしも当該情報システム等の見直しを求めるものではない。この場合において、当該リストの非居住者等預金口座の名義人情報の追加等については、適時適切に行う必要があることから、当該リストの管理手順等について事務規定を定める必要がある。

- ii) 外国人名のうちアルファベット名の情報を把握していない預金口座については、資産凍結等経済制裁措置の確実な実施を図る観点から、当該預金口座名義人と接触する機会等をとらえてアルファベット名の入手に努める必要がある。
- iii) なお、外国人名のうち本人確認書類にアルファベット名が表記されておらず、アルファベット名の把握が困難である場合には、この限りではない。

(2) 資産凍結等経済制裁対象者の預金口座への入金又は払出しが自動的に行われないうちに、情報システム等が設定されているか。

3. 資産凍結等経済制裁対象預金口座の有無の確認

(1) 告示により資産凍結等経済制裁対象者が追加される等、規制の対象が拡大、変更された場合に、該当する預金口座がないことを直ちに確認しているか。

(2) 個人又は団体が制裁の対象に指定された場合における、該当預金口座の有無を確認するための名義の照合を、次の①から④までに掲げる点に留意して行っているか。

① 照合の対象となる預金口座の範囲

イ. 照合の対象となる預金口座には非居住者等預金口座が含まれているか。

(注) 照合の対象となる預金口座については、非居住者預金口座に限定されていないことに留意する必要がある。これは、現状、資産凍結等経済制裁対象者が非居住者に限られているものの、資産凍結等経済制裁措置の確実な実施を図る観点から、管理している居住者預金口座に資産凍結等経済制裁対象者が紛れていないかを確認するためであり、いわゆる外国人のように居住性を正確に管理することが困難な者の預金口座については、照合の対象となる預金口座の範囲に含める必要がある。

ロ. 長期間預入れ及び払出しがないいわゆる睡眠口座等（雑益に繰り入れた預金口座残高に係るものを含む。）についても、照合を行っているか。

(注) 睡眠口座等については、預金口座の管理を行う情報システム等に情報が残されておらず、名義照合の対象とすることが困難である場合にあっても、顧客から当該預金口座からの払出し請求がなされた際に、資産凍結等経済制裁対象者か否かを確認することが事務規定に明確に定められていれば、チェック項目を満たすものとする。

② 照合手段

イ. 照合すべき預金口座名義が多数に上る場合には、すべてを目視により照合することは困難であるため、情報システム等を利用して迅速・合理的に行っているか。

るか。

ロ. また、情報システム等を利用せずに照合する場合でも迅速・合理的に行う必要があることに留意し、追加、変更された資産凍結等経済制裁対象者数、照合対象となる預金口座数及び照合事務を行う人数等の要素を勘案した上で、迅速・合理的な照合手段であると判断しているか。

③ 照合基準

イ. 情報システム等を利用して照合するにあたり、資産凍結等経済制裁対象者の仮名名のみならずアルファベット名の情報（別称を含む）を用いて、名義照合を幅広く行っているか。

ロ. また、照合にあたっては、完全一致の場合のみを検索するのではなく、単語毎に検索するなど類似する預金口座名義を抽出した上で、幅広い候補から順次絞り込みを行っていく等、適切な照合を行っているか。

ハ. 上記イ. 及びロ. の照合基準により行われた照合内容及び照合結果等を記録しているか。

(注) i) 情報システム等の制約により、上記の照合基準により名義照合することが困難である場合には、非居住者等預金口座の名義人情報を情報システム等から照合を行う都度抽出し、電磁的な方法により検索できるリストを作成の上、上記の照合基準による照合を行っていればチェック項目を満たすものとする。

ii) II. 2. (1) (注) i) による管理を行っている場合においても、上記の照合基準による照合を行っていればチェック項目を満たすものとする。

iii) II. 2. (1) (注) iii) により、アルファベット名の把握が困難である外国人名については、仮名名の情報を用いて名義照合を行っていればチェック項目を満たすものとする。

iv) また、上記ハ. に掲げる照合内容、照合結果及び照合を履行した旨の記録は、照合に用いた単語情報（検索のキーワード）、当該単語情報による検索の結果等が、書面又は電磁的記録等の方法により保存されている必要がある。

④ 照合の結果、告示により資産凍結等経済制裁の対象とされた氏名・名称と同一の預金口座名義又は類似する預金口座名義が発見された場合の対応は適切か。

(注) 預金者が資産凍結等経済制裁対象の個人・団体そのものであるかどうかについては、預金口座開設時の本人確認記録等や入出金状況等から、資産凍結等責任者が最終的な判断を行う必要がある。当該判断にあたり、当該預金口座が睡眠口座等であるなど資産凍結等経済制裁対象に該当するかどうかを判然としない場合には、通常

の預金口座と区分して管理するとともに、入出金等本人と接触する機会等をとらえて新たに本人に関するより詳細な情報を入手し、資産凍結等経済制裁対象に該当するかどうかの判定を行う必要がある。

- (3) 非居住者及び外国人名の顧客に係る新規の預金口座開設の際に、当該預金口座開設者が資産凍結等経済制裁対象者か否かを確認するにあたり、電子計算機を用いて「制裁対象者リスト」により検索し、検索においては、単語毎に検索するなど類似する名義を抽出した上で幅広い候補から順次絞り込みを行っていく等、適切な確認を行っているか。また、この方法により行われた確認内容、確認結果及び確認を履行した旨を記録しているか。

(注) 確認内容、確認結果の記録は、確認に用いた単語情報（検索のキーワード）、当該単語情報による検索の結果等が、書面又は電磁的記録等の方法により保存されている必要がある。また、確認を履行した旨の記録は、確認を行った日、確認を行った者の氏名等当該者を特定するに足りる事項が、書面又は電磁的記録等の方法により保存されている必要がある。

4. 資産凍結等経済制裁対象預金口座がある場合等の当該預金口座の管理状況等

- (1) 資産凍結等経済制裁の対象に該当する預金口座がある場合、通常の預金口座と区分して管理するとともに、当該預金の払出しについては、資産凍結等責任者又は当該責任者から委任された者が外為法上の許可を確認し、払出しの承認を行った後でなければできないような体制となっているか。

(注) 口座取扱手数料の引落とし等資金が相手方に直接渡らない場合であっても、外為法上は資本取引に該当し許可を要する場合があるので注意を要する。

- (2) 資産凍結等経済制裁の対象に該当する預金の払出しについては、外為法上の許可を得た上で行っているか。
また、許可に条件が付されている場合には、当該条件を遵守しているか。
- (3) 資産凍結等経済制裁の対象に該当する預金口座について外為法第55条の8の規定に基づく特別の報告を要するとされている場合等に、適切に当局に対する報告を行っているか。

5. 制裁対象者への支払の管理状況等

- (1) 資産凍結等経済制裁対象者に対する支払については、資産凍結等責任者又は当該責任者から委任された者が外為法上の許可を確認し、支払の承認を行った後でなければできないような体制となっているか。

(注) 預金利息の入金等資金が相手方に直接渡らない場合であっても、外為法上は支払に該当し許可を要する場合がありますので注意を要する。

(2) 資産凍結等経済制裁対象者に対する支払については、外為法上の許可を得た上で
行っているか。

また、許可に条件が付されている場合には、当該条件を遵守しているか。

6. 預金以外の資本取引等の管理状況

資産凍結等経済制裁の内容に、預金以外の資本取引又は役務取引に係るものが含まれる場合には、必要に応じ、前記3. 及び4. の項目に準じた内容につき検査する。

7. 銀行等の確認義務の履行状況

(1) 送金を取り扱っている金融機関及び資金移動業者（以下、「送金取扱金融機関等」という。）においては、顧客の支払又は支払の受領（以下「支払等」という。）に係る為替取引を行おうとする場合において、外為法第17条に基づく確認義務を次の①から⑤までに掲げる点に留意して行っているか。

(注) 資金移動業者とは、資金決済に関する法律に基づき資金移動業者として登録を受けている者をいう。

① 送金情報の把握

貿易に関する支払規制等も含む資産凍結等経済制裁対象の送金ではないことの確認（外為法上の許可を要するか否かの確認）を行うために、必要な送金目的、送金人及び受取人の氏名・名称、住所・本店所在地（国）等の情報を把握しているか。

(注) i) 支払地（支払銀行の所在地）は必ずしも受取人の住所・本店所在地と同一とは限らないので注意を要する。

ii) 受取人の住所・本店所在地については、特定国（地域）向けの支払規制が行われている場合には、当該支払規制に該当しないことを確認するため、少なくとも国（地域）の情報を把握する必要がある。

iii) 受取人が資産凍結等経済制裁対象者と同一又は類似する氏名・名称である等、受取人が資産凍結等経済制裁対象者か否かを属性情報により判定する場合には、当該受取人の完全な住所・本店所在地等の情報を把握する必要がある。

② 資産凍結等経済制裁対象者に対する支払規制への対応

資産凍結等経済制裁対象者への仕向送金ではないことを確認するために、送金人及び受取人の氏名、住所等検索の対象とする情報と「制裁対象者リスト」内の情報との類似性が予め設定された一定の比率以上になる場合に、当該検索対象の

情報を有する送金に係る事務処理を自動的に中断するプログラムが組み込まれた情報システム（以下「自動照合システム」という。）を用いているか。

また、「自動照合システム」により事務処理が中断された送金が資産凍結等経済制裁の対象ではないことを確認するための照合手段及び照合基準に従い、適切に対応されているか。

- (注) i) 「自動照合システム」を用いている送金取扱金融機関等においては、当該システムの機能及び特性を考慮し、資産凍結等経済制裁対象者への送金ではないことの適切な確認が行えるよう、当該システムの設定を調整する等の管理を行う必要がある。
- ii) 全仕向送金を対象に、顧客から依頼を受けた営業部店の担当者及び送金事務に係る責任部署の担当者のそれぞれが、資産凍結等経済制裁の対象に該当するか否かの確認について、「制裁対象者リスト」を利用して、完全一致の場合のみを検索するのではなく、単語毎に検索するなど類似する情報を抽出した上で、幅広い候補から順次絞り込みを行っていく等、適切な確認を行っている場合には、必ずしも「自動照合システム」の導入を求めるものではない。
- iii) 他の送金取扱金融機関等の「自動照合システム」による確認が行われる場合において、当該他の送金取扱金融機関等からの情報提供等により、「自動照合システム」により一定の比率以上の類似性があると認識された情報及び当該情報が資産凍結等経済制裁の対象ではないと判断した理由等を記録している場合には、上記 ii) による確認はどちらか一方が行えば、チェック項目を満たすものとする。

③ 貿易に関する支払規制への対応

イ. 輸入代金送金について

貿易に関する支払規制が行われている場合において輸入代金送金を行う際には、貿易に関する支払規制の特殊性に鑑み、資産凍結等経済制裁対象の仕向送金ではないことを確認するために必要な、仕向国、送金目的、輸入貨物の原産地及び船積地域等の情報（以下「必要情報」という。）を把握（顧客の口頭による申告も含む。以下同じ。）しているか。

また、顧客から得た必要情報の真偽に疑いがある場合又は貿易に関する支払規制に抵触することが考えられ慎重な確認が必要であると認められる場合（以下「必要情報の真偽に疑いがある場合等」という。）には、売買契約書、輸入許可書又は船荷証券等送金の理由となる資料の提示等を求め、確認を行っているか。なお、必要情報の真偽に疑いがある場合等の確認については、電話回線、インターネット等（以下「電話回線等」という。）を經由して顧客から仕向送金を受け付ける場合においても、同様に適用されることに留意する必要がある。

- (注) i) 貿易に関する支払規制の内容を顧客に説明し、これに対し顧客からこの規制に関連するものではない旨の申告が行われた場合も必要情報の把握が行われたものとして扱う。
- ii) 必要情報の真偽に疑いがある場合等の例示は以下のとおりであるが、必ずしもこの例示に限定されるものではない。
- a. 顧客の送金内容に貿易に関する支払規制の関連が疑われる商品名、国・地域・都市名の記載がある仕向送金
 - b. 顧客の過去の取引状況に照らして、貿易に関する支払規制の関連が疑われる仕向送金
- iii) 資産凍結等経済制裁対象の仕向送金ではないことを確認するため、必要情報の把握は不可欠であるが、顧客の取引状況や経常的な送金内容の把握等による顧客管理を行っている場合において、電話回線等を経由して顧客から送金を受け付けた際に顧客からの送金データに必要情報の一部が欠落しその把握が困難なときは、当該必要情報の把握に代えて、顧客からの送金データと顧客管理により把握しているデータとを照合することにより、資産凍結等経済制裁対象の仕向送金ではないことの確認ができることに留意する必要がある。ただし、当該送金が必要情報の真偽に疑いがある場合等に該当するときは、売買契約書、輸入許可書又は船荷証券等送金の理由となる資料の提示等を求め、資産凍結等経済制裁対象の仕向送金ではないことの確認を行う必要がある。
- iv) 電話回線等を経由して顧客から送金を受け付ける場合、顧客から電話回線等を経由した送金データの受付から発信までの一連の送金手続を自動処理により行うシステムにおいては、顧客からの送金データに必要情報がない場合や必要情報の真偽に疑いがある場合等の確認が必要な場合に、当該送金手続が自動的に中断する仕組みを備えている必要がある。
- v) 資産凍結等経済制裁対象の仕向送金ではないことを確認するための必要情報のうち、「船積地域」の把握に関しては、規制対象国に隣接した国に対する輸入代金送金を行う際には、船積港の属する都市名まで把握することが望ましい。ただし、顧客の取引状況や経常的な送金内容の把握等による顧客管理により、当該輸入代金送金が特に注意すべき都市とは関係ない旨を把握している場合は、この限りではない。
- vi) 顧客に事前に受取人及び送金目的を登録させた上で、継続的に同様の内容で仕向送金を行う場合において、仕向送金の都度、顧客に対して貿易に関する支払規制の確認を行うことが困難な場合には、以下の情報の把握及び確認を行っていればチェック項目を満たすものとする。ただし、貿易に関する支払規制が講じられている特定国への仕向送金を行う場合には、必要情報の真偽に疑いがある場合等（上記イ．参照）に定められている確認を、都度、顧客に対して行う必要がある。
- a. 顧客から受取人及び送金目的の事前登録を受け付ける際には、講じられている貿易に関する支払規制の内容を案内教示するとともに、資産凍結等経済制裁対象の仕向送金ではないことを確認するため商品名、原産地、船積地域

等の情報を把握する。

b. 1回当りの送金限度額、さらに一人の顧客が行う月間及び年間の送金限度額を自主的に設定した上で、それぞれの限度額を超えるような送金を検出できるようモニタリングの体制を構築し、異例な送金が検出された場合には、改めて必要情報を把握するとともに、必要情報の真偽に疑いがある場合等には上記イ. に定められている確認を行う。

c. 新たな貿易に関する支払規制が講じられた場合には、既存顧客に関して事前登録時に把握している情報から新たな規制に抵触するものか否かの確認を行うこととするが、事前登録時に把握している情報から確認ができない場合には、改めて商品名、原産地、船積地域等の情報を把握して確認を行う。

vii) 貿易に関する支払規制が行われている場合においては、全ての貿易に係る送金について、確認を行う必要がある。

ロ. 信用状取引等について

貿易に関する支払規制が行われている場合において信用状(L/C: Letter of Credit)付荷為替手形又は信用状なしの荷為替手形により、船積書類等を銀行経由とする決済を行う際には、上記③イ. と同様に、貿易に関する支払規制の特殊性に鑑み、当該決済が行われる前に必要情報を把握しているか。

また、必要情報の真偽に疑いがある場合等には、輸入許可書又は船荷証券等当該輸入取引に係る資料の確認を行っているか。

更に、上記取引の相手方が資産凍結等経済制裁対象者ではないことの確認について、上記②と同様の確認を行っているか。

<備考>

船積書類等とは、輸出入取引で要求される書類全般のこと。インボイス、船荷証券、保険証書等がある。

ハ. 仲介貿易取引について

貿易に関する支払規制が行われている場合において外国相互間における非居住者間の貨物の移動を伴う貨物の売買に関する取引(以下「仲介貿易取引」という。)に係る送金を行う際には、規制対象国を仕向地とする第三国からの貨物の移動を伴う貨物の売買に関する取引又は原産地若しくは船積地域が規制対象国であって第三国へ輸出する貨物の売買に関する取引に係る送金ではないことを確認するため、次に掲げる点に留意して確認を行っているか。

i. 仲介貿易取引に係る第三国への仕向送金についての確認に際しては、当該取引に係る貨物の仕向地が規制対象国ではないこと及び当該取引に係る貨物の原産地又は船積地域が規制対象国ではないことの確認(顧客からの申告を含む。)を行っているか。

ii. 仲介貿易取引に係る第三国からの被仕向送金についての確認に際しては、当該取引に係る貨物の原産地又は船積地域が規制対象国ではないことの確認

(顧客からの申告を含む。)を行っているか。なお、当該被仕向送金に係る確認をすることが困難な場合においては、下記④ロ. なお書きと同様の対応を行っているか。

- iii. 上記 i. 及び ii. に加えて、送金の内容の真偽に疑いがある場合又は貿易に関する支払規制に抵触することが考えられ慎重な確認が必要であると認められる場合においては、売買契約書等送金の理由となる資料の提示等を求め、確認を行っているか。

<備考>

仲介貿易取引に係る「貨物の売買に関する取引」とは、「居住者が貨物の売り契約及び買い契約の双方の当事者になる取引」をいう。

④ 資金使途規制への対応

イ. 仕向送金

平成21年7月7日付で講じられた北朝鮮の核関連計画等に貢献し得る活動に寄与する目的で行う支払等を許可制とした措置のように、特定国の特定の活動に寄与する目的に係る支払等規制(以下「資金使途規制」という。)が行われている場合においては、送金取扱金融機関等は、顧客の支払に係る仕向送金(資金使途規制が特定国向けの仕向送金に限定して講じられていない場合には全ての仕向送金)を取扱うに際して、当該資金使途規制に抵触するものか否か、被仕向銀行及び送金目的その他の情報を把握(顧客からの申告を含む。)し、確認を行っているか。

上記に加えて、外国の被仕向銀行、外国の送金受取人の住所又は送金目的等の情報から、仕向送金の内容の真偽に疑いがある場合又は明らかに特定国に関連する取引(別紙1の①～⑦に該当するもの。)と認められる場合においては、顧客に対して、その内容等を確認するために必要な資料の提示等を求めた上で、慎重な確認を行っているか。また、顧客との過去の取引実績等から特定国に関連すると疑われる取引(別紙1の⑧の中で該当するもの。)についても、同様に慎重な確認を行っているか。

なお、自動照合システムを導入している場合においては、資金使途規制に関連する単語を適切に登録し、当該単語が検出された送金について慎重な確認を行っているか。他方、自動照合システムを導入していない場合においては、送金依頼書や送金に係るスイフト電文等の中に資金使途規制に関連する単語の有無を確認し、当該単語があった場合には、慎重な確認を行っているか。

(注) i) 送金依頼書に送金目的が記載されており(顧客からの申告を含む。)、他の情報から慎重な確認が不要と判断できるものについては、当該送金目的を確認することで差し支えないが、顧客からの送金データに送金目的を確認するための必要な情報が欠落し、その把握が困難な場合には、当該顧客との過去の取引状況等から把握している情報と照合する等の方法により、確認を行う必要がある。

る。他方、過去の取引実績がない一見の顧客の場合には、当該顧客の属性を確認し、慎重な確認が必要か判断を行う必要がある。

- ii) 資金使途規制に関連する単語とは、当該資金使途規制の規制対象国を本店所在地とする銀行の名称やスイフトコード（銀行名鑑やスイフト加盟銀行情報を参考）、当該規制対象国の国名・都市名及び特定の活動に関連する単語をいう（下記ロ．において同じ。）。
- iii) 慎重な確認を要するものについては、送金手続を中断した上で、当該慎重な確認を行う必要がある。また、顧客管理を適切に実施することにより、リスクがあると認められる顧客については、慎重な確認を行う必要がある。
- iv) 顧客に事前に受取人及び送金目的を登録させた上で、継続的に同様の内容で仕向送金を行う場合において、仕向送金の都度、顧客に対して資金使途規制に抵触するものか否か、確認を行うことが困難な場合には、Ⅱ． 7． (1) ③ イ． (注) vi) a～c と同等の対応をとっていればチェック項目を満たすものとする。ただし、資金使途規制が講じられている特定国への仕向送金を行う場合には、上記イ． に定められている確認を、都度、顧客に対して行う必要がある。
- v) 顧客から送金目的を事前に登録させた上で、一定の資金を預かり、顧客本人が海外にて継続的に同様の目的で自己資金を引き出す場合において、同資金の海外における引き出しの都度又は追加資金を預かる際に、顧客に対して当該取引が資金使途規制等に抵触するものか否か確認を行うことが困難な場合には、Ⅱ． 7． (1) ③ イ． (注) vi) a～c と同等の対応をとっていればチェック項目を満たすものとする。ただし、資金使途規制が講じられている特定国への仕向送金を行う場合には、上記イ． に定められている確認を、都度、顧客に対して行う必要がある。

ロ． 被仕向送金

資金使途規制が行われている場合においては、送金取扱金融機関等は、顧客の支払の受領に係る被仕向送金（資金使途規制が特定国からの被仕向送金に限定して講じられていない場合には全ての被仕向送金）を取扱うに際して、当該資金使途規制に抵触するか否か、仕向銀行及び送金目的その他の情報を把握（顧客からの申告を含む。）し、確認を行っているか。

上記に加えて、外国の仕向銀行、外国の送金人の住所又は送金目的等の情報から、被仕向送金の内容の真偽に疑いがある場合又は明らかに特定国に関連する取引（別紙2の①～⑦に該当するもの。）と認められる場合においては、顧客に対して、その内容等を確認するために必要な資料の提示等を求めた上で、慎重な確認を行っているか。また、顧客との過去の取引実績等から特定国に関連すると疑われる取引（別紙2の⑧の中で該当するもの。）についても、同様に慎重な確認を行っているか。

なお、自動照合システムを導入している場合においては、資金使途規制に関連する単語を適切に登録し、当該単語が検出された送金について慎重な確認を行っているか。他方、自動照合システムを導入していない場合においては、被仕向送

金に係る送金到着通知やスイフト電文等の中に資金用途規制に関連する単語の有無を確認し、当該単語があった場合には、慎重な確認を行っているか。

- (注) i) 被仕向送金に係る確認については、上記のとおり、原則として、仕向送金と同様の確認を行う必要があるが、それが困難な場合には、上記なお書の確認を行っていただければチェック項目を満たすものとする。
- ii) 慎重な確認を要するものについては、送金手続を中断した上で、当該慎重な確認を行う必要がある。また、顧客管理を適切に実施することにより、リスクがあると認められる顧客については、慎重な確認を行う必要がある。

⑤ 確認結果の記録

上記②から④までに掲げる資産凍結等経済制裁対象の送金ではないことを確認するために把握した必要情報の内容並びに顧客から提示等を受けた資料を基に資産凍結等経済制裁対象の送金ではないと判断した確認内容、確認結果及び確認義務を履行した旨を記録しているか。

また、「自動照合システム」を用いて確認を行った場合には、事務処理が自動的に中断された送金について、「自動照合システム」により一定の比率以上の類似性があると認められた情報及びその情報が資産凍結等経済制裁の対象ではないと判断した理由等を記録しているか。

他方、「自動照合システム」を用いないで確認を行った場合には、資産凍結等経済制裁対象の送金ではないと判断した確認内容、確認結果及び確認義務を履行した旨を記録しているか。

- (注) i) 本項目における記録については、書面又は電磁的記録等の方法により保存されている必要がある。
- ii) 必要情報の真偽に疑いがある場合等又は慎重な確認を行った場合においては、資産凍結等経済制裁対象の送金ではないと判断するに至った経緯を具体的に記録しておく必要がある。
- iii) 確認義務を履行した旨の記録については、確認を行った日、確認を行った者の氏名等当該者を特定するに足りる事項が必要である。
- iv) 上記③に係る記録については、必要情報の確認を行った旨及びその確認の内容を送金依頼書等に残す必要がある。
- v) 「自動照合システム」を用いないで確認を行った場合における確認内容、確認結果及び確認義務を履行した旨の記録については、上記Ⅱ 3. (3)と同様の内容が必要である。

⑥ 取次金融機関等との協力体制の構築

他の金融機関等が取次ぐ顧客からの送金依頼を送金取扱金融機関等が受ける場合において、当該送金が資産凍結等経済制裁対象の送金ではないことを確認するために必要な情報等を当該取次ぎを行う金融機関等（以下「取次金融機関等」と

いう。) から確実に取得できるようにする等、確認義務を確実に履行する協力体制を当該取次金融機関等との間で構築しているか。

- (注) i) 取次金融機関等は為替取引の当事者とならないため、外為法第17条に基づく確認義務の規定が適用されない。しかしながら、顧客と接触するのは取次金融機関等であるため、送金取扱金融機関等が適切に確認義務を果たす上では、取次金融機関等の協力が不可欠となる。
- ii) 取次金融機関等と送金取扱金融機関等との協力体制には、送金取扱金融機関等が、外為法第17条に基づく確認義務を果たすために必要な送金目的、送金依頼人の氏名・住所等、輸入又は仲介貿易取引に係る貨物の原産地及び船積地域等の情報等を、取次金融機関等から適時適切に取得することを可能とするような取決め等を締結した上で、取次金融機関等における当該確認の実施状況を定期的にモニタリングすることが必要である。

<備考>

「取次ぐ」とは、顧客から送金取扱金融機関等への送金依頼を他の金融機関等が受け付けるために、他の金融機関等に送金取扱金融機関等の送金依頼書が備え付けてある場合など、顧客から送金依頼を受け付ける金融機関等が当該送金依頼に係る為替取引の当事者とならない場合をいう。

- (2) 顧客の支払等が資産凍結等経済制裁対象に該当する場合には、外国為替に関する省令（昭和55年大蔵省令第44号）第6条及び貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成10年通商産業省令第8号）第8条の規定に基づき確認事務の実施手続を適切に行っているか。

8. 邦銀の海外支店における資産凍結等経済制裁への対応状況

邦銀の海外支店においても、自己が支払又は取引の当事者となる場合には、外為法第16条第1項、第21条第1項又は第25条第6項の規定の適用を受ける。また、顧客から依頼のあった支払等については、同法第17条の規定に基づく確認義務に関する規定の適用を受ける。邦銀の海外支店において、資産凍結等経済制裁に関する外為法令を遵守する体制がとられているかチェックする。

特に、以下の点について留意する。

- (1) 邦銀の各海外支店において、外為法令に関して十分な知識を有する役員又は社員を配置する等により、資産凍結等経済制裁に関する外為法令を遵守するための体制がとられているか。
- (2) 現地法制等の遵守のための研修だけでなく、現地採用者を含む社員等が外為法令の遵守に係る事務処理を適正に行えるよう、必要な外為法令及び行内事務規定等の遵守を図る研修等を行っているか。

9. 資産凍結等経済制裁への対応状況の把握等

- (1) 資産凍結等責任者は、資産凍結等経済制裁対象者が新たに指定された都度、及び必要に応じ、資産凍結等経済制裁への対応状況に関し関係部店から報告を受け、当該対応状況につき正確かつ迅速に把握しているか。

(注) 邦銀においては、関係部店に海外支店を含むことに留意する。

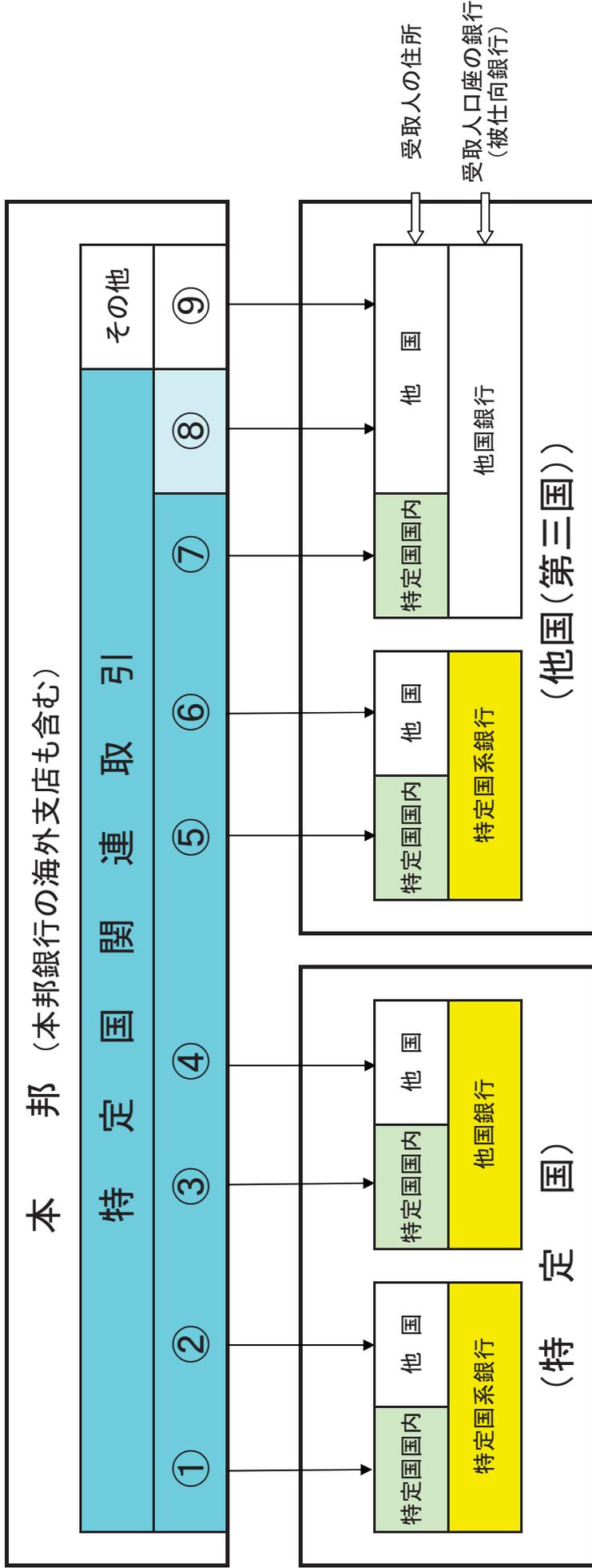
また、海外支店を統括する部門が資産凍結等経済制裁への対応に責任を有する部門と異なる場合には、海外支店における対応状況に係る報告が当該責任部門まで正確かつ迅速に報告されているかについても注意を要する。

- (2) 資産凍結等責任者は、関係部店から既に締結した資本取引等の契約に基づく場合も含め資産凍結等経済制裁対象者との間で行う支払等の有無についての報告を求めるとともに、外為法令遵守の観点から、当該支払等の管理を行っているか。
- (3) 資産凍結等責任者は、資産凍結等経済制裁に関する外為法令を遵守するための事務手続や組織体制の有効性を適時適切に検証するとともに、業務の実態の変化等にあわせ、必要に応じ、資産凍結等経済制裁に関する外為法令を遵守するための事務手続や組織体制を見直しているか。
- (4) 資産凍結等責任者は、資産凍結等経済制裁に関する外為法令の遵守状況に関し、必要に応じ、取締役会等に対して報告し、取締役会等は、当該報告に基づき、資産凍結等経済制裁に関する外為法令を遵守するための体制整備等につき適切な意思決定を行っているか。

(注) 取締役会等への報告は、法令等遵守状況全般に関する報告の一部に資産凍結等経済制裁に関する外為法令の遵守状況に関する記述があれば、チェック項目を満たすものとする。

(別添2)「資産連結等経済制裁に関する外為法令の遵守に係るチェックリスト」中のⅡの「7. 銀行等の確認義務の履行状況 ④資金用途規制への対応」に係る別紙資料

(別紙1) 特定国関連取引(仕向送金)の概念図

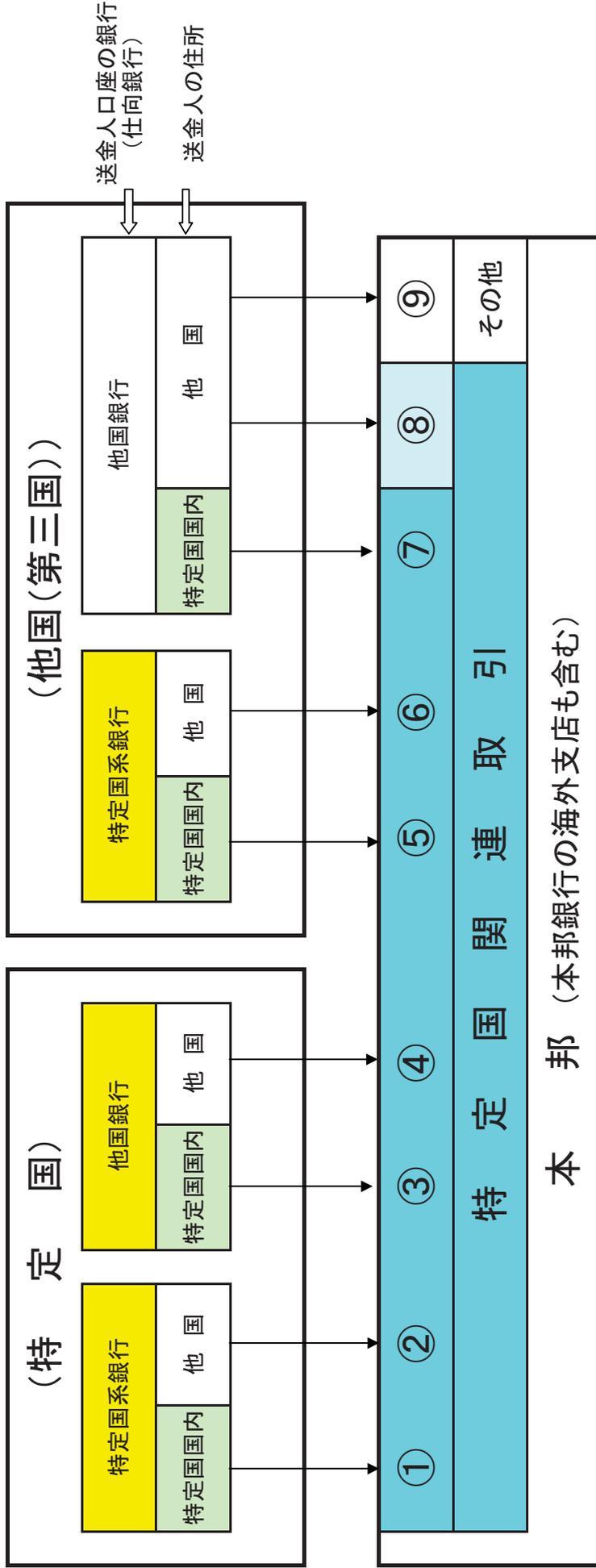


(注) 1. 「明らかに特定国に関連する取引」とは①～⑦に該当する仕向送金である。

2. 「特定国に関連すると疑われる取引」とは⑧に該当するものとして認識した仕向送金である。

(別添2)「資産凍結等経済制裁に関する外為法令の遵守に係るチェックリスト」中のⅡの「7. 銀行等の確認義務の履行状況 ④資金用途規制への対応」に係る別紙資料

(別紙2) 特定国関連取引(被仕向送金)の概念図



(注) 1. 「明らかに特定国に関連する取引」とは①～⑦に該当する被仕向送金である。

2. 「特定国に関連すると疑われる取引」とは⑧に該当するものとして認識した被仕向送金である。

(別添3)

金融機関等の本人確認義務等に関する外為法令等の遵守状況に係るチェックリスト

I. 本人確認義務等を履行するための内部管理体制

1. 法令等遵守体制における本人確認義務等に関する外為法令等遵守の位置付け

「(別添1)外為法令等遵守のための内部管理体制全般に係るチェックリスト」により、法令等遵守体制の枠組みの中で、外為法令等（金融機関等の本人確認義務関係）を遵守する体制がとられているかチェックする。

2. 事務リスク管理体制における外為法令等遵守の位置付け

「(別添1)外為法令等遵守のための内部管理体制全般に係るチェックリスト」により、事務リスク管理体制の枠組みの中で、外為法令等（金融機関等の本人確認義務関係）を遵守する体制がとられているかチェックする。

(注) 上記1. を含め、金融機関等として資産凍結等経済制裁への対応を確実に行う上で本人確認義務等に関する外為法令等を遵守することが必要であるとの認識に基づいて、検査を行うこと。

3. その他

本人確認義務等の履行に責任を有する担当取締役又は管理者（以下「本人確認等責任者」という。）が定められており、本人確認等責任者がコンプライアンス統括部門、各業務部門、事務部門、営業店等の関係部店（資産凍結等経済制裁への対応を担当する部店を含む。）間を調整し、本人確認義務等に関する外為法令等の規定を確実に遵守する体制を整備しているか。

(注) 本人確認義務等に関する外為法令等の遵守を特定して責任者が定められていない場合にあっても、以下の要件を満たしていれば、チェック項目を満たすものとする。

- ① 職制上、いずれかの担当取締役又は管理者が本人確認義務等に関する外為法令等の遵守に責任を有することが明らかであること。
- ② 当該担当取締役又は管理者が、現実に関係部店間を調整し、本人確認義務等に関する外為法令等を遵守する体制を整備するための措置をとっていること。

Ⅱ. 本人確認義務等の履行状況

1. 本人確認が必要な取引又は行為

本人確認義務等に関する外為法令等の規定に基づき、次の①から⑥までに掲げる点に留意して、特定為替取引、資本取引に係る契約締結等行為又は両替について本人確認を行っているか。

- ① 顧客（居住者）が非居住者との間でする支払及び支払の受領に係る特定為替取引を行う場合に、当該特定為替取引が国内において行われる場合であっても、本人確認を行っているか。

(注) 顧客の相手方が非居住者であるか否かについては、通常の注意をもって対応することで差し支えない(③において同じ。)

- ② 特定為替取引の任に当たっている自然人が顧客と異なる場合は、当該顧客の本人確認に加え、当該特定為替取引の任に当たっている自然人についても本人確認を行っているか。

- ③ 本人確認未済口座については、本人確認を要する取引を行う際に、本人確認を適切に行えるよう、他の口座と区分しているか。

特に、居住者である顧客の口座に対し、非居住者からの被仕向送金が行われる場合には、入金を行う際に、本人確認を行っているか。

(注) 取引前に本人確認を行うことが事実上困難な場合においては、取引通念上合理的な範囲であれば、本人確認の実施が取引の開始後になることも許容される。

- ④ 本人確認の対象取引・行為等を金額基準により本人確認不要となるものと、金額にかかわらず本人確認が必要なものとに区分して本人確認を行っているか。

- ⑤ 既に本人確認を行っている顧客について、本人特定事項を偽っていた疑いがある場合やなりすましている疑いがある場合には、再度本人確認を行うこととしているか。

- ⑥ 本人確認の対象となる支払等や現金取引を判定する際の円相当額への換算方法は、外為法令等の規定に従ったものとなっているか。

2. 本人確認方法

本人確認義務等に関する外為法令等の規定に基づき、次の①から④までに掲げる点

に留意して、適切な方法により本人確認を行っているか。

- ① 本人確認書類について、提示を受けるだけでよいものと転送不要郵便物等を送付する方法により本人確認を完了するものとに区分して本人確認を行っているか。
- ② 本人確認書類について、有効期限を確認して本人確認を行っているか。
- ③ 本人確認の際に、顧客から提示又は提出された書類が偽造、変造等の疑いがある場合の対応（例えば、疑わしい取引の届出の提出等）は適切か。
- ④ 金融機関等が、本人確認の際に顧客から提示される書類の受付、照合等の作業を外部に委託している場合において、当該金融機関等が本人確認義務を負っているとの認識の下に、受託者との間において、本人確認が確実に実施されるような取決め等を締結した上で、受託者による本人確認の実施状況を定期的にモニタリングする必要がある。

3. 本人確認記録の作成及び保存

本人確認義務等に関する外為法令等の規定に基づき、次の①から③までに掲げる点に留意して、適切に本人確認記録を作成し保存しているか。

- ① 本人確認記録のうち、本人特定事項等の変更又は追加があることを知った場合は、当該変更又は追加に係る内容を本人確認記録に付記しているか。
また、その場合において、既に本人確認記録に記録されている事項（変更又は追加に係る内容を除く。）を消去することなく保存しているか。
- ② 本人確認記録を複数の帳票に分けて記録している場合には、各記録事項は連携の取れる方法で記録されているか。
また、各帳票を適切に保存しているか。
- ③ 犯罪収益移転防止法令で定められた両替業務に係る取引（少額のものを除く。）について、適切に取引記録を作成し保存しているか。

4. 本人確認義務等の履行状況の把握等

- (1) 本人確認等責任者は、必要に応じ、本人確認義務等の履行状況に関し関係部店から報告を受け、当該対応状況につき正確に把握しているか。
- (2) 本人確認等責任者は、本人確認義務等に関する外為法令等を遵守するための事務手続や組織体制の有効性を適時適切に検証するとともに、資産凍結等経済制裁に関

する外為法令を遵守する上で本人確認義務等の履行が重要な要素となるとの認識の下に、業務の実態の変化等にあわせ、必要に応じ、本人確認義務等に関する外為法令等を遵守するための事務手続や組織体制を見直しているか。

- (3) 本人確認等責任者は、本人確認義務等に関する外為法令等の遵守状況に関し、必要に応じ、取締役会等に対して報告し、取締役会等は、当該報告に基づき、本人確認義務等に関する外為法令等を遵守するための体制整備等につき適切な意思決定を行っているか。

(注) 取締役会等への報告は、法令等遵守状況全般に関する報告の一部に本人確認義務の履行状況に関する記述があれば、チェック項目を満たすものとする。

(別添4)

特別国際金融取引勘定の経理等に関する外為法令の遵守状況に係るチェックリスト

I. 特別国際金融取引勘定の経理等に関する外為法令を遵守するための内部管理体制

1. 法令等遵守体制における特別国際金融取引勘定の経理等に関する外為法令遵守の位置付け

「(別添1)外為法令等遵守のための内部管理体制全般に係るチェックリスト」により、法令等遵守体制の枠組みの中で、外為法令（特別国際金融取引勘定関係）を遵守する体制がとられているかチェックする。

2. 事務リスク管理体制における外為法令遵守の位置付け

「(別添1)外為法令等遵守のための内部管理体制全般に係るチェックリスト」により、事務リスク管理体制の枠組みの中で、外為法令（特別国際金融取引勘定関係）を遵守する体制がとられているかチェックする。

3. その他

特別国際金融取引勘定の経理等に関する外為法令の遵守に責任を有する担当取締役又は管理者（以下「オフショア勘定責任者」という。）が定められており、オフショア勘定責任者がコンプライアンス統括部門、各業務部門、事務部門、営業店等の関係部店間を調整し、特別国際金融取引勘定の経理等に関する外為法令の規定を確実に遵守する体制を整備しているか。

(注) 特別国際金融取引勘定の経理等に関する外為法令の遵守を特定して責任者が定められていない場合であっても、以下の要件を満たしていれば、チェック項目を満たすものとする。

- ① 職制上、いずれかの担当取締役又は管理者が特別国際金融取引勘定の経理等に関する外為法令の遵守に責任を有することが明らかであること。
- ② 当該担当取締役又は管理者が、現実に関係部店間を調整し、特別国際金融取引勘定の経理等に関する外為法令を遵守する体制を整備するための措置をとっていること。

Ⅱ. 特別国際金融取引勘定の経理等に関する外為法令の遵守状況

1. 特別国際金融取引勘定で経理される取引の適格性

- (1) 特別国際金融取引勘定で経理される取引が預金契約に基づく債権の発生等に係る取引である場合に、当該預金契約は、特別国際金融取引勘定で経理することができる適格な預金契約であるか。
- (2) 特別国際金融取引勘定で経理される取引が金銭の貸借契約に基づく債権の発生等に係る取引である場合に、当該金銭の貸借契約は、特別国際金融取引勘定で経理することができる適格な金銭の貸借契約であるか。
- (3) 特別国際金融取引勘定で経理される取引が非居住者が発行する証券の取得又は譲渡である場合に、当該証券の取得又は譲渡は、特別国際金融取引勘定で経理することができる適格な証券の取得又は譲渡であるか。

2. 取引の相手方等の確認

- (1) 取引の相手方が非居住者である場合に、当該非居住者の適格性について、外為省令で定められたところにより適切に確認手続を行っているか。
- (2) 取引の相手方が、特別国際金融取引勘定を有する銀行等である場合に、当該取引が特別国際金融取引勘定において経理されることを相互に確認しているか。

3. 金銭の貸付けに係る資金の使途の確認

特別国際金融取引勘定で経理される非居住者に対する金銭の貸付けに係る資金が外国において使用されることについて、外為省令で定められたところにより適切に確認手続を行っているか。

4. 取引に係る帳簿書類の備え付けの状況

特別国際金融取引勘定で経理される取引に関し、外為省令で定める要件を満たした帳簿書類が備え付けられているか。

5. 経理基準の遵守状況

- (1) 特別国際金融取引勘定で経理される取引又は行為に係る債権債務の決済は、その他の勘定を通ずる方法により行われているか。

- (2) 特別国際金融取引勘定とその他の勘定との間における資金の振替に係る経理は、次の①及び②に掲げる点に留意して適切に処理されているか。
- ① 毎日の終了時における特別国際金融取引勘定からその他の勘定への資金の振替に係る金額は、限度額を超えていないか。
 - ② 月中の特別国際金融取引勘定からその他の勘定への資金の振替に係る金額の合計は、その他の勘定から特別国際金融取引勘定への資金の振替に係る金額の合計を超えていないか。
- (3) その他の勘定から特別国際金融取引勘定への付替えに係る経理は、次の①から④までに掲げる点に留意して適切に処理されているか。(新たに特別国際金融取引勘定を開設した銀行等に対する検査に限る。)
- ① 付替えは、特別国際金融取引勘定に関する経理を開始した日から同日の属する月の翌月末日までの間に行われているか。
 - ② 付替えが可能な期間の末日において特別国際金融取引勘定に付け替えられている資金の運用に係る金額と資金の調達に係る金額は、同額であるか。
 - ③ 付替えを行った取引又は行為に係る資金の運用及び調達は、特別国際金融取引勘定の承認を受けた日より前に取引又は行為が開始されたものであるか。
 - ④ 付替えごとに、付替年月日その他の必要な項目について整理を行っているか。
- (4) 特別国際金融取引勘定の経理に使用する外国為替相場は適切か。

6. 特別国際金融取引勘定の経理等に関する外為法令の遵守状況の把握等

- (1) オフショア勘定責任者は、必要に応じ、特別国際金融取引勘定の経理等に関する外為法令の遵守状況に関し関係部店から報告を受け、当該遵守状況につき正確に把握しているか。
- (2) オフショア勘定責任者は、特別国際金融取引勘定の経理等に関する外為法令を遵守するための事務手続や組織体制の有効性を適時適切に検証するとともに、業務の実態の変化等にあわせ、必要に応じ、特別国際金融取引勘定の経理等に関する外為法令を遵守するための事務手続や組織体制を見直しているか。
- (3) オフショア勘定責任者は、特別国際金融取引勘定の経理等に関する外為法令の遵守状況に関し、必要に応じ、取締役会等に対して報告し、取締役会等は、当該報告

に基づき、特別国際金融取引勘定の経理等に関する外為法令を遵守するための体制整備等につき適切な意思決定を行っているか。

(注) 取締役会等への報告は、法令等遵守状況全般に関する報告の一部に特別国際金融取引勘定の経理等に関する外為法令の遵守状況に関する記述があれば、チェック項目を満たすものとする。

(別添5)

両替業務に係る疑わしい取引の届出義務等に関する犯罪収益移転防止法令の遵守状況に係るチェックリスト

【疑わしい取引の届出の趣旨】

疑わしい取引の届出は、特定事業者（犯罪収益移転防止法の対象となる事業者をいう。以下同じ。）の一般的な知識・経験を前提としつつ、顧客の属性、取引時の状況その他特定事業者が保有している具体的な情報を総合的に勘案して、犯罪収益等に関係する疑いがあると判断する取引の情報の届出を行うことにより、特定事業者を利用して犯罪収益等が受け渡しされることを防止するものである。この趣旨に鑑み、両替業務において疑わしい取引を発見した場合には、特定事業者は確実に疑わしい取引の届出を行う必要がある。

I. 疑わしい取引の届出義務を履行するための内部管理体制

1. 法令等遵守体制における犯罪収益移転防止法令遵守の位置付け

「(別添1) 外為法令等遵守のための内部管理体制全般に係るチェックリスト」により、法令等遵守体制の枠組みの中で、犯罪収益移転防止法令（疑わしい取引の届出義務関係）を遵守する体制がとられているかチェックする。

2. 事務リスク管理体制における犯罪収益移転防止法令遵守の位置付け

「(別添1) 外為法令等遵守のための内部管理体制全般に係るチェックリスト」により、事務リスク管理体制の枠組みの中で、犯罪収益移転防止法令（疑わしい取引の届出義務関係）を遵守する体制がとられているかチェックする。

特に以下の点について留意する。

疑わしい取引の届出を行うための具体的な事務手順書が作成され、取引担当者（顧客との間で取引を行う担当者をいう。以下同じ。）に周知されているか。

事務手順書には、特に以下の内容が含まれている必要がある。

- (1) 個別の取引が疑わしい取引に該当するか否かを判断するための疑わしい取引の参考事例集。

- (注) ① 参考事例集において、特に注意を要する事例は本チェックリスト別紙「外国通貨又は旅行小切手の売買に係る疑わしい取引の参考事例」のとおりであり、これらの事例が参考事例集に適切に盛り込まれている必要がある。また、「外国通貨又は旅行小切手の売買に係る疑わしい取引の参考事例」に含まれていない事例であっても、両替業務の経験等から疑わしい取引に該当すると判断される事例については、参考事例集に盛り込まれている必要がある。
- ② 参考事例集に合致しない疑わしい取引が発見された場合には、直ちに参考事例集の見直しを行う必要があることに留意する。また、上記の「外国通貨又は旅行小切手の売買に係る疑わしい取引の参考事例」に変更があった場合にも参考事例集の見直しを行う必要があることに留意する。

- (2) 疑わしい取引が発見された場合及び疑わしい取引に該当するか否か明らかでない取引が発見された場合における連絡体制等、疑わしい取引の届出のために取引担当者が行うべき事務の手順。
- (3) 疑わしい取引の届出を行った取引に関する情報等、特に注意を要する取引に関する情報についての取引担当者への周知の方法。

3. その他

疑わしい取引の届出義務の履行に責任を有する担当取締役又は管理者（以下「疑わしい取引の届出責任者」という。）が定められており、疑わしい取引の届出責任者がコンプライアンス統括部門、各業務部門、事務部門、営業店等の関係部店間を調整し、疑わしい取引の届出義務に関する犯罪収益移転防止法令の規定を確実に遵守する体制を整備しているか。

- (注) 疑わしい取引の届出義務に関する犯罪収益移転防止法令の遵守を特定して責任者が定められていない場合にあっても、以下の要件を満たしていれば、チェック項目を満たすものとする。
- ① 職制上、いずれかの担当取締役又は管理者が疑わしい取引の届出義務に関する犯罪収益移転防止法令の遵守に責任を有することが明らかであること。
- ② 当該担当取締役又は管理者が、現実に関係部店間を調整し、疑わしい取引の届出義務に関する犯罪収益移転防止法令を遵守する体制を整備するための措置をとっていること。

Ⅱ. 疑わしい取引の届出義務の履行状況

1. 疑わしい取引の届出

疑わしい取引の届出に関する犯罪収益移転防止法令の規定に基づき、両替業務に係る疑わしい取引の届出を確実にしているかチェックする。

特に以下の点について留意する。

(1) 前記Ⅰ. 2. (1) の参考事例集や当該取引に関する情報から疑わしい取引に該当すると判断した取引について、疑わしい取引の届出を確実にしているか。また、疑わしい取引の届出を確実にを行うため、以下の体制が整備されているか。

① 疑わしい取引の届出は、その取引金額に限定されないほか、過去に行われた両替の取引状況と相俟って疑わしい取引に該当すると判断される事例も存在する。

特定事業者が疑わしい取引の届出を確実にを行うためには、200万円相当額を超える両替に係る顧客の本人確認に加え、本人確認の対象とはならない金額の両替を行うに際しても、顧客の氏名又は名称とともに、当該顧客の特定に資する情報を申告するよう、顧客に協力を求める必要がある。

(注) イ. 上記の「当該顧客の特定に資する情報」の例示は以下のとおりであり、これらのうちいずれか、又はこれらに類する「当該顧客の特定に資する情報」を申告するよう顧客に協力を求めていけば、チェック項目を満たすものとする。

i) 住所又は所在地

ii) 電話番号

iii) 国籍及び旅券番号

iv) 運転免許証の記号番号（外国において発行されたものについては運転免許証の発行国、地域等の名称も含む。）

v) 団体旅行における学校等の団体名及び当該団体の所在地（特定事業者が旅行業務に伴って行う両替に限る。）

vi) 航空機の搭乗便名（空港において行う両替に限る。）

ロ. 上記の対応は、10万円相当額を超える両替において行うことが望ましい。

また、顧客より申告を受けた氏名又は名称、及び当該顧客の特定に資する情報については、これを記録し、取引があった日から6ヶ月以上保存することが望ましい。

② 疑わしい取引の参考事例集や当該取引に関する情報から、疑わしい取引の届出を行う必要があるか否か判断できない取引が発見された場合においては、当該両替が疑わしい取引に該当するか否か判断するために必要な情報を確認する必要がある。当該取引が疑わしい取引に該当しないと判断した場合には、その確認の内容を記録し、疑わしい取引の届出のため必要な期間として特定事業者が定める期間保存する必要がある。

なお、当該保存期間は、取引があった日から6ヶ月以上であることが望ましい。

(2) 特定事業者が顧客との間で行う両替に係る事務の一部を他の者（以下、「受託者」という。）に委託している場合に、個別の取引について、委託者自身が疑わしい取引に該当するか否か適切に判断しているか。

また、委託者である特定事業者が当該取引の当事者となっているとの認識の下、受託者との間において、疑わしい取引の届出義務を履行するために必要な情報を確実に取得するための取決め等を締結し、受託者による疑わしい取引の届出に関する対応状況を定期的にモニタリングしているか。

2. 疑わしい取引の届出義務の履行状況の把握

(1) 疑わしい取引の届出責任者は、必要に応じ、疑わしい取引の有無に関し関係部店から報告を受け、当該対応状況につき正確に把握しているか。

(2) 疑わしい取引の届出責任者は、疑わしい取引の届出に関する犯罪収益移転防止法令を遵守するための事務手順や組織体制の有効性を適時適切に検証し、必要に応じで見直しを行っているか。

(3) 疑わしい取引の届出責任者は、疑わしい取引の届出に関する犯罪収益移転防止法令の遵守状況に関し、必要に応じ、取締役会等に対して報告し、取締役会等は、当該報告に基づき、疑わしい取引の届出に関する犯罪収益移転防止法令を遵守するための体制の整備につき適切な意思決定を行っているか。

Ⅲ. その他

疑わしい取引の届出に係る特定事業者の守秘義務

特定事業者の役員及び使用人は、疑わしい取引の届出を行おうとすること又は行ったことを当該疑わしい取引の届出に係る顧客等又はその関係者に漏らしてはならないことを確実に認識しているか。

平成 20 年 5 月 12 日

外国通貨又は旅行小切手の売買に係る疑わしい取引の参考事例

1. 全般的な注意

以下の事例は、両替業者が「犯罪による収益の移転防止に関する法律」第 9 条に規定する疑わしい取引の届出義務を履行するに当たり、疑わしい取引に該当する可能性のある取引として特に注意を払うべき取引の類型を例示したものであり、個別具体的な取引が疑わしい取引に該当するか否かについては、顧客の属性、取引時の状況その他両替業者の保有している当該取引に係る具体的な情報を総合的に勘案して両替業者において判断する必要がある。

したがって、これらの事例は、両替業者が日常の取引の過程で疑わしい取引を発見又は抽出する際の参考となるものであるが、これらの事例に形式的に合致するものがすべて疑わしい取引に該当するものではない一方、これに該当しない取引であっても、両替業者が疑わしい取引に該当すると判断したものは届出の対象となることに注意を要する。

2. 取引金額

- (1) 多額の現金（外貨を含む。）又は旅行小切手による両替取引。
- (2) 多量の小額通貨（外貨を含む。）による両替取引。

3. 取引頻度

短期間のうちに頻繁に外国通貨又は旅行小切手の売買を行う場合。

4. 真の取引者の隠匿

- (1) 架空名義又は借名で両替取引を行っている疑いがある場合。
- (2) 両替取引を行う法人の実態がないとの疑いがある場合。

5. 本人確認への対応

- (1) 本人確認を意図的に回避していると思料される以下のような場合。

- ① 複数人で同時に来店し、一人当たりの両替金額が本人確認の対象となる金額（法定又は自社ルール）をわずかに下回るように分散して行う場合。
- ② 同一顧客が同一日又は近接する日に数回に分けて同一店舗又は近隣の店舗に来店し、本人確認の対象となる金額（法定又は自社ルール）をわずかに下回るように分散して行う場合。
- ③ 本人確認書類の提示を求めた際に、本人確認書類の提示を拒む場合又は両替金額や取引目的を急に変更する場合。

(2) 顧客が自己のために両替取引をしているか否かにつき疑いがあるため、真の受益者の確認を求めたにもかかわらず、その説明や資料の提出を拒む顧客に係る取引。代理人によって行われる取引であって、本人以外の者が利益を受けている疑いが生じた場合も同様とする。

6. 偽造通貨等

偽造通貨等、盗難通貨等、又はこれらと疑われる通貨等を収受した場合。

7. その他

- (1) 当該店舗で両替取引を行うことについて明らかな理由がない顧客に係る取引。
(合理的な理由のない遠隔地の空港、港等を利用する両替取引)
- (2) 公務員や会社員がその収入に見合わない高額な両替取引を行う場合。
(年齢に見合わない高額な両替取引)
- (3) 取引の秘密を不自然に強調する顧客及び届出を行わないように依頼、強要、買収等を図った顧客に係る取引。
- (4) 暴力団員、暴力団関係者等に係る取引。
- (5) 職員の知識、経験等から見て、不自然な態様の取引又は不自然な態度、動向等が認められる顧客に係る取引。
- (6) 犯罪収益移転防止管理官（※）その他の公的機関など外部から、犯罪収益に関係している可能性があるとして照会や通報があった人物等に係る取引。
(※) 警察庁刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止管理官（J A F I C）

(別添6)

外国為替取引に係る通知義務に関する犯罪収益移転防止法令の遵守状況に係るチェックリスト

I. 通知義務を履行するための内部管理体制

1. 法令等遵守体制における犯罪収益移転防止法令遵守の位置付け

「(別添1) 外為法令等遵守のための内部管理体制全般に係るチェックリスト」により、法令等遵守体制の枠組みの中で、犯罪収益移転防止法令(外国為替取引に係る通知義務関係)を遵守する体制がとられているかチェックする。

2. 事務リスク管理体制における犯罪収益移転防止法令遵守の位置付け

「(別添1) 外為法令等遵守のための内部管理体制全般に係るチェックリスト」により、事務リスク管理体制の枠組みの中で、犯罪収益移転防止法令(外国為替取引に係る通知義務関係)を遵守する体制がとられているかについてチェックする。

特に以下の点について留意する。

本邦から外国へ向けた送金に関する事務規定において、犯罪収益移転防止法第10条が求めている、顧客に係る本人特定事項その他の事項を正確に通知するための事務手順が規定されているか。

(注) 上記事務手順が規定されていない場合であっても、実質的に顧客に係る本人特定事項その他の事項を正確に通知するための体制がとられていればチェック項目を満たすものとする。

3. その他

外国為替取引に係る通知義務の履行に責任を有する担当取締役又は管理者(以下「外国為替取引通知責任者」という。)が定められており、外国為替取引通知責任者がコンプライアンス統括部門、各業務部門、事務部門、営業店等の関係部店間を調整し、外国為替取引に係る通知義務に関する犯罪収益移転防止法令の規定を確実に遵守する体制を整備しているか。

(注) 外国為替取引に係る通知義務に関する犯罪収益移転防止法令の遵守を特定して責任者が定められていない場合にあっても、以下の要件を満たしていれば、チェック項目を満たすものとする。

- ① 職制上、いずれかの担当取締役又は管理者が外国為替取引に係る通知義務に関する犯罪収益移転防止法令の遵守に責任を有することが明らかであること。
- ② 当該担当取締役又は管理者が、現実に関係部店間を調整し、外国為替取引に係る通知義務に関する犯罪収益移転防止法令を遵守する体制を整備するための措置をとっていること。

Ⅱ. 外国為替取引に係る通知義務の履行状況

1. 外国為替取引に係る本人特定事項等の通知

外国為替取引に係る通知義務に関する犯罪収益移転防止法令の規定に基づき、以下に掲げる点に留意して、外国為替取引に係る通知を行っているか。

- (1) 顧客から外国為替取引の依頼を受ける特定事業者の営業部門は、外国送金依頼書に記載を受ける等の方法により通知事項を適切に把握しているか。また、外国為替取引に係る送金事務を行う事務部門は、前記Ⅰ. 2. に掲げる事務手順を踏まえて営業部門の把握した顧客の本人特定事項等を正確に通知しているか。

(注) 顧客が自己の氏名又は名称と異なる名義を取引に用いる場合においても、顧客の氏名又は名称を通知する必要があることに留意する。また、本人確認済みの顧客との間の外国為替取引において、通知の対象となる顧客の本人特定事項に変更があることを知った場合には、以後の外国為替取引に際しては、当該変更後の本人特定事項を通知する必要があることに留意する。

- (2) 特定事業者が、本人特定事項等の通知に係る事務を他の金融機関等に委託して外国為替取引を行う場合（スイフト等発信事務委託契約）においては、顧客との間で外国為替取引を行う特定事業者が通知義務を負っているとの認識の下、受託者との間において、通知義務を確実に履行するための取決め等を締結するとともに、受託者による通知の実施状況を適切に確認しているか。

(注) 受託者における通知義務の履行状況を確認する方法の例示は以下のとおりである。

- ① 受託者より本人特定事項等の通知に係るスイフト等の発信情報の送付を受け
る方法。
- ② 受託者による通知の実施状況を定期的にモニタリングする方法。

<備考>

「スワフト等発信事務委託契約」とは、特定事業者が顧客より委託を受けた外国為替取引の対外発信事務のみを他の金融機関等に委託するものであって、受託者が当該為替取引の当事者とはならない場合をいう。

- (3) 他の金融機関が取次ぐ顧客からの送金依頼を特定事業者が受ける場合において、当該特定事業者が通知義務を負っているとの認識の下、通知義務の履行のために必要な情報を確実に取得するための取決め等を締結し、当該他の金融機関による本人特定事項の把握状況を定期的にモニタリングしているか。

<備考>

「取次ぐ」とは、顧客から特定事業者への送金依頼を他の者が受け付けるために、当該他の者に特定事業者の送金依頼書が備え付けてある場合など、顧客から送金依頼を受け付ける当該他の者が当該送金依頼に係る為替取引の当事者とならない場合をいう。

2. 中継銀行にスワフト電文の作成・発信を依頼する際の通知事項の明確化

顧客からの送金を受付けた特定事業者（仕向銀行）がスワフト電文の作成かつ発信を他の特定事業者（中継銀行）に依頼する場合、当該依頼を受けた中継銀行が誤った事項を通知しないよう、仕向銀行は中継銀行に対して正確な通知事項を示しているか。また、中継銀行はスワフト電文の作成に際して、仕向銀行との間で正確な電文を作成するための連携をとっているか。

3. 通知事項の記録保存

特定事業者は、通知事項に係る記録を犯罪収益移転防止法の定めるところに従って適切に保存しているか。

(注) 上記1.(2)のスワフト等発信事務委託契約に通知事項の記録保存が含まれる場合には、当該取決め等には通知事項の保存に関する事項が含まれている必要があるほか、通知事項の保存状況を定期的にモニタリングする必要がある。

4. 外国為替取引に係る通知義務の履行状況の把握等

- (1) 外国為替取引通知責任者は、外国為替取引に係る通知義務の履行状況を正確に把握しているか。

- (2) 外国為替取引通知責任者は、外国為替取引に係る通知義務に関する犯罪収益移転防止法令を遵守するための事務手続や組織体制の有効性を適時適切に検証し、必要に応じて見直しを行っているか。
- (3) 外国為替取引通知責任者は、外国為替取引に係る通知義務に関する犯罪収益移転防止法令の遵守状況に関し、必要に応じ、取締役会等に対して報告し、取締役会等は、当該報告に基づき、外国為替取引に係る通知義務に関する犯罪収益移転防止法令を遵守するための体制整備等につき適切な意思決定を行っているか。